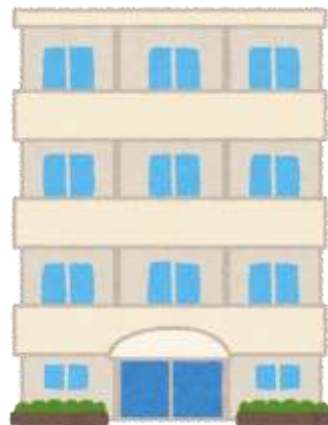


草加市の地震対策 既存住宅耐震診断の補助

耐震診断費用の一部を補助します！

補助対象となる木造住宅を
平成12年5月31日以前
までに拡大しました！



草加市では、木造住宅、マンションの耐震診断の費用の一部を補助しています。
詳しくは、本パンフレット又はホームページをご覧ください。

【ホームページ】

https://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1804/020/010/010/a01_02.html

QRコード



または

草加市 耐震診断

で

検索

【電話】草加市 都市整備部 建築安全課 048-922-1958(直通)

1. 木造住宅の耐震診断

補助対象建築物	次の①、②の全てに該当するもの ①平成12年5月31日以前に建築確認を受けて工事に着手した 木造在来工法2階建て以下の一戸建ての住宅、併用住宅又は長屋 ②都市計画法及び耐震基準以外の建築基準法令に違反していない建築物
補助対象者	補助対象建築物を草加市内に所有し、1年以上自ら居住している方(個人) (所有者が複数いる場合は、申請者以外の所有者の同意を得ている方)
補助対象となる耐震診断	木造住宅耐震診断 (一財)日本防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める 一般診断又は精密診断
耐震診断士の資格	次の①～③の全てに該当する者 ①一級建築士、二級建築士、木造建築士の資格を有する者 ②建築士事務所(建築士法第23条)に属する者 ③都道府県等が実施する耐震診断講習会の受講を修了した者、 又は都道府県や市町村の耐震診断資格者名簿に登録された者
補助金の交付額	耐震診断に要した費用の2分の1以内の額、 又は住戸の戸数に5万円を乗じた額のいずれか少ない額

2. マンションの耐震診断

補助対象建築物	次の①、②の全てに該当するもの ①昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて工事に着手した分譲マンション ②都市計画法及び耐震基準以外の建築基準法令に違反していない建築物
補助対象者	管理組合等又は管理組合等において区分所有者を代表する者として選出された方
補助対象となる耐震診断	(1)マンション耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針に基づき 地震に対する安全性を評価し、評価結果を公的機関等が適正と認めたもの (2)マンション簡易耐震診断 (一財)日本建築防災協会発行の「既存鉄骨造建築物の耐震診断基準」に 定める予備調査若しくは実態調査の方法、「既存鉄筋コンクリート造建築物 の耐震診断基準」若しくは「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断 基準」に定める第1次診断法等
耐震診断士の資格	次の①～③の全てに該当する者 ①一級建築士又は二級建築士の資格を有する者 ②建築士事務所(建築士法第23条)に属する者 ③都道府県等が実施する耐震診断講習会の受講を修了した者、 又は都道府県や市町村の耐震診断資格者名簿に登録された者
補助金の交付額	(1)マンション耐震診断 耐震診断に要した費用の2分の1以内の額、 又は住戸の戸数に5万円を乗じた額のいずれか少ない額で上限100万円 (床面積当たりの上限額あり) (2)マンション簡易耐震診断 耐震診断に要した費用の2分の1以内の額で上限10万円

? 耐震診断士について

耐震診断士は、次のホームページなどで探すことができます。

なお、耐震診断士の紹介を受ける際には、必要な資格を持っているか確認してください。

一般社団法人 埼玉建築士会ホームページ 電話 048-861-8221 	一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会ホームページ 電話 048-864-9313 
一般社団法人 埼玉建築設計監理協会ホームページ 電話 048-861-2304 	日本建築防災協会ホームページ(耐震支援ポータルサイト) 

[参考] これまでに補助金の申請で耐震診断を行ったことのある建築士事務所(市内)は、次のとおりです。

(有)旭住建工業(稲荷二丁目)	電話 048-935-0022
(株)風間工務店(旭町一丁目)	電話 048-936-5117
小林工務店(両新田東町)	電話 048-954-7575
(株)篠宮工務店(青柳七丁目)	電話 048-936-5520
(有)創仁ホーム(手代一丁目)	電話 048-920-4726
(株)高橋工務店(中根一丁目)	電話 048-931-6349
芳賀工務店(瀬崎一丁目)	電話 048-922-9328

※50音順、平成28年度以降

! 申請手続きに関する注意事項

- ①既に耐震診断が完了している場合や、契約済みの場合は、補助金の申請はできません。
- ②交付申請から交付決定まで約1~2週間かかりますので、余裕をもって申請してください。
- ③交付決定後、途中で診断を止めた場合や要綱に違反した場合等は、補助金は支払われません。
- ④診断完了後の実績報告は、その年度の3月1日までに行ってください。これを過ぎた場合は、補助金は支払われません。

申請手続きの流れ

1. 補助金の申請

補助を受けようとする方は、契約する前に建築安全課に申請します。

【申請書類】

- ◆補助金交付申請書(第1号様式)
- ◆委任状(代理者が申請する場合)
- ◆案内図・配置図・平面図
- ◆現況写真(内部各階2室、外部2面以上)
- ◆建物の所有、建築時期を証明する書類(建物謄本、建築確認済証)
- ◆耐震診断に要する費用の見積書の写し
- ◆住民票(木造のみ)
- ◆所有者が複数の場合、申請者以外の共有者全員の同意書(木造のみ)
- ◆全戸数の半数以上の住戸に区分所有者が居住していることを証明する書類(マンションのみ)
- ◆耐震診断実施の決議を証明する書類(マンションのみ)
- ◆耐震診断士の資格証等の写し

2. 補助金の交付決定

補助の条件に適合している場合、交付決定通知書をお渡しします。

3. 耐震診断の実施

交付決定後、耐震診断士と契約し耐震診断を行ってください。

4. 耐震診断の変更・中止

診断の内容に変更等が生じた場合は、速やかに申請してください。

【提出書類】

- ◆内容変更承認申請書(第3号様式)又は中止等承認申請書(第4号様式)
- ◆変更事項に関する書類

5. 実績報告書の提出

耐震診断の完了後、報告書を提出してください。

【提出書類】

- ◆実績報告書(第7号様式)
- ◆耐震診断報告書の写し
- ◆耐震診断の契約書等の写し
- ◆耐震診断の領収書の写し
- ◆公的機関等の判定結果が記載された書類の写し(マンションのみ)

6. 補助金の交付額確定

耐震診断が適正に行われている場合、交付確定額通知書をお渡しします。

7. 補助金の請求

交付確定後、請求書を提出してください。

【提出書類】

- ◆補助金交付請求書(第9号様式)
- ◆交付額確定通知書の写し
- ◆振込先口座の情報
- ◆振込先の通帳の写し(金融機関名、支店名、口座番号、口座名が確認できるもの)
- ◆委任状(代理者が受領の場合)

8. 補助金の振込

請求書の提出後、約1カ月で口座に振り込まれます。

耐震改修工事費用の一部を補助する制度もありますので、詳しくは建築安全課までお問い合わせください。